

パチンコ、パチスロ等をギャンブルに位置づけ、 ギャンブル依存症防止のための適切な対策を促 進させることを求める意見書

今夏にも「特定複合観光施設区域整備計画」の区域認定がなされる見込みである一方、いわゆる公営ギャンブルやパチンコ等は現在も行われており、日本は国際的にもギャンブル等依存症の潜在患者が多いと指摘されているところである。

内閣は平成30年に内閣官房長官を本部長とするギャンブル等依存症対策推進本部を設置し、同年3月25日に閣議決定された新たな「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」では、公営競技やパチンコも含めた包括的なギャンブル等依存症対策の計画が謳われている。

全国的なギャンブル依存症対策のレベルの底上げと、地方公共団体ごとの実情に合った積極的なギャンブル依存症対策を喚起する必要性の両面が出てきている状況にある。

よって国におかれては、下記事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 パチンコ・パチスロ等の実質的賭博行為については賭博と位置づけ、カジノ事業との整合性の観点から、国の適正な指導・管理のもとに運営されるよう法整備を行うこと。
- 2 すべての都道府県が速やかにギャンブル依存症対策推進計画を策定できるよう支援すること。
- 3 地方公共団体が独自に行うギャンブル依存症対策について、国の予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和4年6月29日

泉佐野市議会